



鳥取県公報

平成14年12月25日(水)
号外第169号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例	特別職の職員の給与に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例(73)(職員課).....	1
-----	--	---

——— 公布された条例のあらまし ———

特別職の職員の給与に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

- 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正
報酬又は給料の額を引き下げることとした。(別表関係)
- 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正
給料の上限額を引き下げることとした。(第2条関係)
- 施行期日等
(1) この条例は、平成15年1月1日から施行することとした。
(2) 所要の経過措置を講ずることとした。

条 例

特別職の職員の給与に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年12月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第73号

特別職の職員の給与に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年鳥取県条例第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前			
別表（第1条、第2条、第3条、第4条関係）			別表（第1条、第2条、第3条、第4条関係）			
区 分		報酬又は給料の額	区 分		報酬又は給料の額	
略			略			
知 事		月額 1,260,000円	知 事		月額 1,285,000円	
副 知 事		月額 985,000円	副 知 事		月額 1,005,000円	
出 納 長		月額 830,000円	出 納 長		月額 845,000円	
教育委員 会の委員	委 員 長	月額 221,000円	教育委員 会の委員	委 員 長	月額 225,000円	
	委員（教育 長である者 を除く。）	月額 182,000円		委員（教育 長である者 を除く。）	月額 185,000円	
選挙管理 委員会の 委員	委 員 長	月額 167,000円	選挙管理 委員会の 委員	委 員 長	月額 170,000円	
	委 員	月額 132,000円		委 員	月額 135,000円	
監 査 委 員	常勤の監査委員		常勤の監査委員		月額650,000円を超えない範囲内において知事が定める額	
	非常 勤の 監査 委員	議会の議員 のうちから 選任された 監査委員	月額 103,000円	非常 勤の 監査 委員	議会の議員 のうちから 選任された 監査委員	月額 105,000円
		識見を有す る者のうち から選任さ れた監査委 員	月額 265,000円		識見を有す る者のうち から選任さ れた監査委 員	月額 270,000円
人事委員 会の委員	委 員 長	月額 221,000円	人事委員 会の委員	委 員 長	月額 225,000円	
	委 員	月額 182,000円		委 員	月額 185,000円	
地方労働 委員会の 委員	会 長	月額 221,000円	地方労働 委員会の 委員	会 長	月額 225,000円	
	公 益 委 員	月額 182,000円		公 益 委 員	月額 185,000円	
	使用者委員 及び労働者 委員	月額 157,000円		使用者委員 及び労働者 委員	月額 160,000円	
収用委員 会の委員	会 長	月額 86,000円	収用委員 会の委員	会 長	月額 88,000円	
	委 員	月額 70,000円		委 員	月額 71,000円	
海区漁業 調整委員 会の委員	会 長	月額 59,000円	海区漁業 調整委員 会の委員	会 長	月額 60,000円	
	委 員	月額 52,000円		委 員	月額 53,000円	
内水面漁 場管理委 員会の委 員	会 長	月額 52,000円	内水面漁 場管理委 員会の委 員	会 長	月額 53,000円	
	委 員	月額 45,000円		委 員	月額 46,000円	
公安委員 会の委員	委 員 長	月額 221,000円	公安委員 会の委員	委 員 長	月額 225,000円	
	委 員	月額 182,000円		委 員	月額 185,000円	
専 門 委 員		1日につき 18,000円以内	専 門 委 員		1日につき 18,000円以内	
附属機関（鳥取県男女共 同参画推進員を除く。） の委員その他の構成員		1日につき 10,300円以内	附属機関（鳥取県男女共 同参画推進員を除く。） の委員その他の構成員		1日につき 10,500円以内	
鳥取県男女共同参画推進 員		月額 132,000円	鳥取県男女共同参画推進 員		月額 135,000円	
略			略			

（教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

第2条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和34年鳥取県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(給与) 第2条 略 2 教育長の給料の額は、月額83万円を超えない範囲内において教育委員会が知事と協議して定める。 3及び4 略	(給与) 第2条 略 2 教育長の給料の額は、月額84万5,000円を超えない範囲内において教育委員会が知事と協議して定める。 3及び4 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年1月1日から施行する。

(知事等の平成15年3月に支給する期末手当に関する特例)

2 平成15年3月に支給する期末手当(病院事業の管理者に支給するものを除く。以下この項において同じ。)の額は、第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の特別職給与条例」という。)第3条第4項又は第2条の規定による改正後の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(以下この項において「改正後の教育長給与等条例」という。)第2条第4項並びに雇用機会創出のための知事等及び職員の給与の特例、鳥取県雇用機会創出支援基金の設置並びに職員の定数等の特例に関する条例(平成14年鳥取県条例第4号。以下「特例条例」という。)第2条第2項、第3条第2項及び第6条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額とする。

(1) 平成15年3月1日(期末手当について職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)第12条の2第1項第6号又は第16条の4第1項後段の規定の例による職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下この号において「基準日」という。)まで引き続いて在職した期間で平成14年8月1日からこの条例の施行の日(以下この号において「施行日」という。)の前日までのもの(当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同月1日から施行日の前日までのものであって、それ以後の基準日までの期間における事情を考慮して知事(教育長にあっては、教育委員会)が定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。)について支給される給料の額(特例条例第2条、第3条又は第6条の規定を適用した後の額をいう。次号において同じ。)並びに平成14年6月及び同年12月に支給する期末手当(以下この号及び次号において「特定期末手当」という。)のいずれかが支給された職員にあっては、当該支給された特定期末手当の額(特例条例第2条、第3条又は第6条の規定を適用した後の額をいう。次号において同じ。)の合計額

(2) 継続在職期間に係る改正後の特別職給与条例又は改正後の教育長給与等条例の規定による給料の額及び特定期末手当のいずれかが支給された職員にあっては、改正後の特別職給与条例又は改正後の教育長給与等条例の規定による給料月額により算定した場合の特定期末手当(当該支給された特定期末手当に対応する部分に限る。)の額の合計額

(病院事業の管理者の平成15年3月に支給する期末手当に関する特例)

3 平成15年3月に支給する期末手当(病院事業の管理者に支給するものに限る。)の額は、改正後の特別職給与条例第3条の2及び特例条例第4条第1項の規定にかかわらず、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成14年鳥取県条例第72号)附則第5項の規定により職員の給与に関する条例第3条第1項第1号に規定する行政職給料表の適用を受ける者のうちその職務の級が11級であるものに平成15年3月に支給する期末手当の額の例により知事が定める。

